

令和6年度 第3回船橋市子ども・子育て会議 会議録

開催日時

令和6年10月10日（木）10時00分～11時40分

開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

出席者

（委員）

横山委員（会長）、生田委員、尾木委員、小出委員、児玉委員、竹園委員、田中委員、鶴崎委員、中原委員、原委員、古川委員、星野委員、松崎委員、山中委員、山本委員

（市職員）

川端健康福祉局長、森こども家庭部長、三輪こども政策課長、大塚こども家庭支援課長、大山子育て給付課長、鈴木児童相談所開設準備課長、北川保育運営課長、渡邊保育入園課長、齊藤地域子育て支援課長、岸療育支援課長、高橋地域保健課長、島田教育総務課長補佐、由良青少年課長
※その他関係各課職員

（事務局）

こども政策課 渡邊課長補佐、古川主査（総務企画係長）
住田主事、成松主事

次第

1. 開会
2. 議題等
 - （1）次期計画の基本施策について
 - （2）次期計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
3. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員10人 傍聴者5名

議事

1. 開会

○事務局（こども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和6年度第3回船橋市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

本日の審議は2時間程度を予定しております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつきますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度、トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。

ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手上げ機能でお知らせください。会長の指名を受けましたら、手上げ機能を使っていれば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

本日の会議の進行などについてのご案内は、以上です。

それでは、これより議事の進行を代わらせていただきます。横山会長どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議題等

○横山会長

みなさま、おはようございます。それでは、令和6年度第3回船橋市子ども・子育て会議の議事に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、20名の委員のうち、15名の方々にご出席をいただいておりますことから、船橋市子ども・子育て会議条例第8条第2項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は「公開」としております。傍聴者の定員につきましては、10名までとして、市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。

本日、5名の傍聴者がいらっしゃいます。

それでは、ここで、傍聴者に入場していただきます。

傍聴者の皆様は、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

(1) 次期計画の基本施策について

○横山会長

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の1点目、「次期計画の基本施策について」です。こども政策課よりご説明をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課でございます。それでは、議題1「次期計画の基本施策について」をご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。こちらは、第1回会議でご説明しました基本理念、基本方針及び基本施策です。3ページに各基本施策の概要を記載しておりますが、2点変更点がございます。

1点目は、基本施策2「こどもの健全な育成の充実」の概要の文章ですが、こどもの相談に関する事業が位置づくことを想定しまして「また、こども自身が相談しやすい環境づくりを行っていきます」という内容を追加しています。

続いて、2点目です。基本施策10「児童虐待防止対策の充実」の概要の文章ですが、以前までは「児童相談所等、関係機関との連携を図る」と記載がありましたが、これは県の児童相談所を想定した記載であり、令和8年度に市の児童相談所が設置されることを踏まえた表現に変更いたしました。

以上、資料1のご説明でございます。

続いて、資料2のご説明ですが、その前に参考資料の「事業一覧表」をご覧ください。

こちらは、次期計画に掲載される事業の一覧表となりますが、現行の第2期子ども・子育て支援事業計画、同じく現行の第4次ひとり親家庭等自立促進計画に掲載があり、次期計画にも引き続き掲載を予定している事業については黒字、今回新たに掲載される事業は青字で表記しています。なお、貧困対策計画に関する事業については、現在「親子のしあわせ応援プロジェクト」として取り組んでおりますが、今回、こどもの貧困の解消に向けた対策を取りまとめる計画に位置づけることから、全て新規掲載となっております。

各基本施策にどの事業が位置づいているかを掲載しておりますので、参考としてご覧ください。

では、資料の2になります。

前回の会議にて「各基本施策の現状と課題、方向性」としてご説明しました内容を計画の形に取りまとめ、事業の位置づけなどを整理したものが資料の2「第4章 施策の展開」となります。この第4章とは、実際の計画書で第4章として掲載する予定の部分ということを示しています。

本日は各基本施策の取り組みを説明させていただきます。それでは資料2、1ページをご覧ください。

基本施策1「乳幼児期の教育・保育の充実」です。

こちらは、保育所等の待機児童対策や、保育士の確保など、乳幼児期の教育・保育の提供体制がテーマとなっています。本市では保育需要が増加し続けており、待機児童数は、令和6年度4月1日時点で国基準24人、市基準373人となっています。

2ページをご覧ください。主な取り組み「教育・保育施設等の整備促進」ですが、今後も増加が見込まれる教育・保育の需要に対応するため、引き続き受け入れ枠の拡大を進めていくという内容でございます。

続いて3ページをご覧ください。

受け入れ枠の拡大に伴い、保育士の確保についても依然として課題があるため、事業を継続してまいります。

また、関連する取り組みでは、教育・保育の質の向上についても引き続き努めてまいります。

ここで、中段の主な取り組み「保育士の確保」の参考指標の欄をご覧ください。

各基本施策の「主な取り組み」には、参考指標を設けており、毎年度8月の子ども・子育て会議にて進捗を報告させていただいております。この参考指標の表記に関して、1点変更がございます。

現状値に対して、その数値を伸ばしていくのか、減らしていくのか、現状維持を目指すのか、ということをつかりやすくするため、「目指す方向」の欄を設けました。

例えば、この保育士確保の参考指標の「保育士養成修学資金の借受者のうち、市内の保育所等への新規就職者数」では、目指す方向が上矢印ですので、現状値の増加を目指すということを示しています。

後ほど出てきますが、増加・減少を目指す性質でないものについては、ハイフンで表記することとしています。

また、このページの上段の参考指標「教育・保育施設等の整備」のように、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に該当するものについては、具体的な量の見込みと確保方策を作成する必要があるため、現行計画と同様に現状値から今後の取り組みまでを、4章ではなく5章に掲載をいたします。

5章の各数値については、この後の議題2にてご説明をさせていただきます。

続いて、4ページをご覧ください。

基本施策2「こどもの健全な育成の充実」です。

こどもの居場所に関すること、学習機会や体験機会の提供、こどもへの相談支援がテーマになっています。

7ページをご覧ください。

主な取り組み「こどもの居場所づくり」では放課後ルーム等の受け入れ、児童ホームの運営について記載しています。

放課後ルームの待機児童は令和6年4月1日時点で402人となり、放課後ルームの受け入れ拡大は、次期計画期間の本市の大きな課題であると考えております。

また、誰でも自由に遊べる場を提供するとともに、子育て支援や児童健全育成の充実

目的として、児童ホームの運営、利用の促進なども引き続き取り組んでまいります。

8ページをご覧ください。

ここから9ページまでの主な取り組みは貧困対策計画の統合により新たに作成したものととなります。

主な取り組み「学習機会・学習スペースの提供」、「体験機会の提供」の各事業を推進し、こどもの将来の可能性を広げ、格差の解消に努めてまいります。

9ページをご覧ください。

主な取り組み「悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援」ですが、ここでは、新規の事業として本市が先駆的に取り組みをスタートしたヤングケアラー支援事業を位置付けております。

10ページをご覧ください。

こちらは、昨年度末頃に実施したグループインタビューで実際に聞き取れた、小学生、中学生、高校生の声であり、コラムとしていくつかを掲載させていただいております。

続いて、11ページをご覧ください。

基本施策3「特別な配慮を要するこどもへの支援の充実」です。

発達が気になるこどもや障害のあるこどもなど、特別な配慮が必要なこどもへのサポートがテーマになっています。

12ページをご覧ください。主な取り組み「発達に関する相談体制の充実」です。

こども発達相談センターでの相談件数が増加傾向であることから、相談体制の強化とともに業務の効率化を図り、継続相談間隔の短縮に努めてまいります。

また、参考指標についてですが、現行計画では現状値がないものを設定しておりましたが、見直しを行い、数値として把握できるものとして「巡回相談の実施回数」を設定いたしました。

続いて14ページをご覧ください。

基本施策4「母子保健の充実」です。

妊娠から出産、乳幼児期にかけての切れ目ない支援がテーマになっています。

16ページをご覧ください。

主な取り組み「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進」です。

妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面接や、各種健康診査、こんにちは赤ちゃん事業等により、個々の状況に応じた継続支援を実施します。

また、今回の計画より掲載される新たな地域子ども・子育て支援事業となる事業として、「利用者支援事業：こども家庭センター型」、「産後ケア事業」、「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」がございます。これについては議題2で説明をさせていただきます。

続いて18ページをご覧ください。

基本施策5「親子のふれあいの場づくり」です。

子育て中の親子の相互交流や悩み相談の拠点の充実がテーマになっています。

19ページをご覧ください。

主な取り組み「地域子育て支援拠点機能の充実」です。

地域子育て支援拠点である子育て支援センター及び児童ホームにて、親子で遊ぶこと

のできる場や、保護者同士の交流機会の提供を行っており、引き続き周知・啓発を行ってまいります。

21ページをご覧ください。

こちらにつきましても、昨年度末に実施いたしましたグループインタビューにて、聞き取れた保護者の声です。コラムとして掲載をさせていただきました。

続いて22ページをご覧ください。

基本施策6「多様な子育て支援サービスの充実」です。

延長保育、一時預かり等の子育て支援サービスの提供や、子育ての相談体制、情報提供などがテーマです。

24ページをご覧ください。

主な取り組み「多様な子育て支援サービスの充実」を見ると、既存事業に加えてこども誰でも通園制度を新たに掲載しております。事業の開始に向けた検討を進めているところです。詳細は議題2で説明をさせていただきます。

25ページをご覧ください。

主な取り組み「利用者支援事業の充実」では、子育て世帯の不安や悩みの相談、子育てのアドバイスなどを行う「利用者支援事業」が掲載されておりますが、新たに「利用者支援事業（基本型以外）」が追加されました。これについても議題2で説明をさせていただきます。

26ページをご覧ください。

主な取り組み「相談体制の整備・充実」では、悩みごと、困りごとを抱えるこどもや家庭へ必要な支援をつなげるための事業が掲載されており、令和8年度の設置を目指しているこども家庭センターの相談体制の強化を位置づけました。

こども家庭センターでは、こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う施設であり、開設の準備を進めてまいります。

続いて27ページをご覧ください。

基本施策7「ひとり親家庭等の自立支援の推進」です。

ひとり親家庭の自立促進につながるよう、「相談機能の強化・情報提供の充実」、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の強化」、「養育費確保等の推進」、「経済的支援の推進」の5つの重点施策を設定しております。

これまで独立した計画として策定していた、ひとり親家庭等自立促進計画の内容を統合していることから、ひとり親家庭の現状と課題についても、27ページから31ページにまとめて記載しております。このことから、他の基本施策に比べて厚みが出ています。

32ページをご覧ください。

主な取り組み「相談機能の強化・情報提供の充実」です。ひとり親家庭に対する支援策について、母子・父子自立支援員による情報提供やリーフレットの配布等による周知を推進するとともに、母子・父子自立支援員の資質向上を図ることでより良い相談対応を推進してまいります。

続いて、「子育て・生活支援の充実」です。ひとり親家庭の保育所等への入所支援や中学生などを対象とした学習支援、ホームヘルプサービスや市営住宅の入居支援等、子育て・生活支援を実施してまいります。

33ページをご覧ください。

「就業支援の強化」です。ひとり親家庭の自立と生活の向上につながるよう、就職支援の講習会の開催、資格取得、技能取得の支援等を実施します。

34ページをご覧ください。

「養育費確保等の推進」です。ひとり親家庭が、養育費や親子交流についての情報を把握し、養育費の取得や親子交流の実施ができるよう、各種施策を実施してまいります。

続いて、35ページをご覧ください。

「経済的支援の推進」です。経済的に困難な状況にいるひとり親家庭に対し、児童扶養手当等の経済的支援を実施してまいります。

続いて、36ページをご覧ください。

基本施策8「経済的支援の実施」です。

児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成など、子育て家庭の経済的支援がテーマです。

こちらについては、貧困対策計画に関連する事業が多いため、現行計画と比較して厚みが出ています。

38ページ、39ページをご覧ください。

主な取り組み「経済的自立への支援」、「低所得者への経済的支援の実施」です。

経済的自立に向けた支援の実施や、各種サービスの利用料の減免など、低所得の子育て家庭への経済的支援を行ってまいります。

40ページをご覧ください。

主な取り組み「住宅の確保支援」では、居住に係る経済的支援を行う事業を位置づけており、生活の基盤となる住宅の確保のための支援を実施してまいります。

続いて41ページをご覧ください。

基本施策9「子育てを支援する地域社会づくり」です。

地域社会とのかかわりの中で、子育ての負担や不安を和らげ、こどもを健やかに育むための地域の子育て支援活動の推進がテーマです。

42ページをご覧ください。

関連する取り組み「子育て支援ネットワークの構築」にて、子ども食堂やプレーパークなどの地域活動団体への活動支援と連携を新たに位置付けています。

子ども食堂やプレーパークは民間団体の活動ですが、こどもの体験活動や子育て世帯の支援につながる活動ですので、支援してまいりたいと考えております。

また、43ページにコラムとして子ども食堂とプレーパークの活動内容を紹介させていただきました。

続いて、44ページをご覧ください。

基本施策10「児童虐待防止対策の充実」です。

児童虐待の発生予防や再発防止や、虐待の早期発見・早期対応など、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援により、こどもたちの生活を守ることがテーマです。

46ページをご覧ください。

主な取り組み「児童虐待の発生予防策の充実」は、こども家庭センターの設置を見据えた内容となっています。

こども家庭センターでは、日常的に生じる子育て等の不安や疑問の解消のほか、福祉的な支援を要する状況に陥ってしまった家庭まで幅広い支援を実施します。

また、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業は、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業であり、議題2で説明する第5章に掲載されますので、後ほどご説明させていただきます。

47ページをご覧ください。

主な取り組み「児童虐待相談体制の充実」は、令和8年7月に開設予定の船橋市児童相談所の開設を見据えた内容となっています。

開設当初から、円滑かつ適切な相談支援を行うことができるよう、運営方針などの検討を進め、効果的な支援のため、市内の関係機関はもちろんのこと、社会的養護の実施における関係機関や司法機関、民間団体など幅広い関係機関と連携協力体制を構築してまいります。

また、ICTの活用や相談援助フローの工夫等により、こども家庭センターと一体的でシームレスな相談援助体制を実現し、虐待の再発防止体制を充実させていきたいと考えております。

続いて49ページをご覧ください。

基本施策11「仕事と家庭の両立支援の推進」です。

家庭と子育ての両立のための理解、協力がテーマです。

51ページをご覧ください。

関連する取り組み「ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発」では、企業、市民それぞれの啓発を行う事業が位置づいています。

仕事と家庭の両立のためには、勤務先や職場の理解が必要ですので、事業を継続してまいります。

続いて52ページをご覧ください。

ここからは、横断的施策として位置づけております「こどもの貧困対策」についてのページになります。

52ページから55ページまでは、こどもの生活状況に関する現状を掲載しています。

56ページをご覧ください。こどもの貧困対策については、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」そして、「社会の理解・つながりの強化」の5つの分野において、本計画の基本施策を横断して推進していきます。

この5つの分野については、こども大綱を勘案しており、それぞれの支援について本市で進めていくこどもの貧困対策を記載しております。

57ページ、58ページをご覧ください。

こちらは、先ほど申しあげました5つの分野別に、こどもの貧困対策に関連する施策及び事業を分類した表となります。先にご説明いたしました各基本施策にまたがって掲載されているこどもの貧困対策に関する事業をまとめて再掲しているものとなります。

掲載している事業を各基本施策において横断的、計画的に実施し、こどもの貧困対策を推進してまいります。

長くなりましたが、説明は以上となります。

○横山会長

はい。ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見等がございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。オンライン参加の方はカメラに向かって挙手をしていただくか、挙手機能にてお知らせください。

いかがでしょうか。

はい、竹園委員どうぞ。

○竹園委員

はい。父母会連絡会の竹園です。よろしくをお願いいたします。

資料2の7ページ、放課後ルームの話ですが、やはり保育園の保護者にとっても、小学校の保護者にとっても、かなり大きな話題になっています。9月の議会で市として、これまで約20年公設公営だった方針から、民間の事業者にもお金を出して運用したいということで、これまでの政策から大きく変わった提案があったと思います。議会では否決となったということでしょうか。今後も全国ワースト1位の状況で、果たして公設公営で運営していけるのかどうかです。それについていうと、例えば保育園では、この20年間で結局、公立園27園に対して私立園が100園ほどになり、ある種の民間活用をして保育需要を補ってきました。それが小学校になった時に全部公設公営でまかないきれないという現象が今起きてしまっているということだと思います。私は政治学を専門にして、編集者としても政治学で生きている人間ですが、非常にこれ保護者にとっても痛いですが、全国的な事例としても学術的にも、興味深い事例であると思っています。しかも公設公営の中身としては会計年度任用職員でまかなっており、非常に不安定な印象を受けます。今回の方針の中では特にその指摘もないのですが、これまでの方針は崩さずにやっていく方向性でいいのかどうか、お伺いします。

○横山会長

ご回答をお願いいたします。

○地域子育て支援課長

はい。地域子育て支援課の齊藤でございます。よろしくをお願いいたします。

まず放課後ルームですが、今回の議会の中でご説明した中では公設公営で進めていくという方針につきましては、これまで通りやっていきたいということでご説明をさせていただきました。

民間の事業者様に対して、補助というようなことを一つご提案させていただいた中で、各党派の方から様々なご意見をいただきまして、まだその辺についてはもう少し整理の必要がございました。委員より「否決」とおっしゃられましたが、そういうことではなく、私どもの方から取り下げをさせていただいたという整理になっております。

それから待機の児童について心配だというお話がございましたが、この点につきましては、なかなか進んでいない部分もございますが、例えば、今年度示させていただいた待機児童の解消プランでは、放課後の空き教室を使うなど、その他のことも含めて様々な施策を打ちながら待機児童の解消について取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○横山会長

いかがでしょうか。

○竹園委員

ありがとうございました。新聞でしか見ていないのでわからないのですが、民間に支援をする形で考えた時のその民間事業者とは、実際にどういうものを想定して、どのような形を考えていたのか、もし分かる範囲でいいですので、教えていただければと思います。

○横山会長

お願いいたします。

○地域子育て支援課長

はい。地域子育て支援課長です。

今現在の私どもの方にお届けを頂いている民間事業者様ですが、4事業者ございまして、その4事業者が6箇所でその事業をやっていることについては、把握してございます。

実際に私どもの方にもいわゆる株式会社から、船橋市については待機児童が多い状況ということで聞いているが、何か補助の制度などはないのか、というようなお問い合わせもいただいているものですから、既存のところ以外も含めて、新たに放課後ルームの関係に携わっていただけるようなところがないか、とは考えていたところになります。

以上です。

○横山会長

ありがとうございます。はい。

○竹園委員

はい。ありがとうございます。やはり公設公営で行くという方針自体に関しては、私自身も多くの市民の皆さんも賛成だと思いますが、やはりこれから数年のアクションプランの数字を見ていると、とてもではないけど、やはり行政だけでは解決できない部分もあるのではないかと思います。本当に大きな関心を皆さん持っているので、保護者のニーズをしっかりと捉えて、何とか少しでも前に進んでいただければと思います。よろしく申し上げます。

○横山会長

はい、ありがとうございます。その他、ご質問、ご意見等ございますか。
よろしいでしょうか。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。同じく資料2、施策の展開のところで11ページですが、「特別な配慮を要するこどもへの支援の充実」のところでお伺いしたいと思えます。

この中での中核的機関を設けるということで、これはとても良いことだと思います。ただ、市直営のこども発達支援センターではなくて、民間の児童発達支援センターにこの役を担わせるということですが、市の直営施設ではない場合はそういったこともありだとは思いますが、民間の児童発達支援センターにその役割を担わせようとしたのはどういうことなのか、ということと、市が連携を図るのであれば、市の方が中心になる方が良いのでは思ったもので、これらについてお伺いいたします。

○横山会長

ご回答をお願いいたします。

○療育支援課長

療育支援課長です。よろしくお伺いいたします。

お尋ねの中核的支援機関につきましては、こちら児童福祉法第四十三条におきまして、児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において、中核的な役割を担う機関として、高度な専門的な知識及び技術を必要とする支援を提供し、合わせて障害児の家族、通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う施設であることが規定されております。

このことから、法的にも民間であっても、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関とされておきまして、先ほどおっしゃられた、こども発達相談センターは市の直営の施設であっても指定の通所支援事業所ではございませんので、こども発達相談センターは中核的支援機関にはならないというものでございます。

また、市が連携の中心になった方が良いのではとのことですが、今年度報酬改定があり、その中でも中核的機能加算というものが創設されておきまして、市としては運営法人と協議した結果、児童発達支援センター2箇所を中核的支援機関として位置づけ、市や地域の関係機関との連携及び市との定期的な情報共有に努めておりますことから、民間事業者であるから連携が難しいとは考えてはいないところでございます。

以上でございます。

○横山会長

はい。ありがとうございます。

○小出委員

ありがとうございました。よくわかりました。

続けてですが、この表を見ても放課後デイサービスの利用者がかなり増えていると思いますが、利用者の増加に伴いまして、放課後等デイサービス事業所の方が増えていること聞いていますが、そうしますと今度、児童発達支援センターの方が足りているのかどうかというのが心配なのですが、もし足りてないようだったらどう対処していくのか気になりました。それと、放課後デイサービスが増えてきていることはいいことですが、かなりのスピードで増えてきていると思っています。

そうしますとやはり質の面について気になりますので、この2点についてどういった見解をお持ちか、教えていただければと思います。

○療育支援課長

療育支援課長です。

まず小学校入学から18歳まで利用できる放課後等デイサービス事業所の数につきましては、令和4年度末で70事業所、5年度末で78事業所、今年度の9月末で82事業所になっております。

一方で未就学児が通所する児童発達支援事業所につきましては、児童発達支援センターを含めまして、9月末で66事業所になっております。

このことから、著しく不足しているというようなお声などは届いてない状況でございます。例えば、行きたいところにいけないという事情はあるかもしれませんが、数として不足しているとは考えてはいないです。

放課後等デイサービスが急激に増えたことによる質の担保とのお話ではありますけれども、療育支援課といたしましては、放課後等デイサービス事業所協議会や船橋障害者相談支援事業所連絡協議会などと協力いたしまして、より質の高い療育支援につながるための研修会や勉強会、教育機関との連携会議など、各機関と連携して情報共有等を行うことで、事業所の質の向上を図っています。

また、指導と監査の権限が指導監査課にありますので、指導監査課の方としては、年に1回実施する集団指導で報酬の請求に関する誤りやすい箇所について注意喚起などを行っています。加えて、運営指導を3年に1回行っており、新規指定の事業所につきましても、1年以内に実施をしていると聞いております。

また、事業所を指定する前に、児童発達支援管理責任者と一度指導監査課で面談を行いまして、その児童発達支援管理責任者の責務や人員配置に関する認識等についての確認を行っているとも聞いております。

以上でございます。

○横山会長

ありがとうございました。小出委員どうぞ。

○小出委員

よくわかりました。ありがとうございました。

○横山会長

質でなにか気になることとか、見聞きされますか。

○小出委員

そういったことはないのですが、とにかく急激に増えるといったところが心配であったので、今の説明でよくわかりました。

○横山会長

はい。ありがとうございます。

他にご質問等はございますか。はい、ではどうぞ。

○尾木委員

船橋の私立幼稚園連合会の尾木でございます。よろしくお願いたします。

資料2の基本施策1「乳幼児期の教育・保育の充実」の部分に関連するご質問でございます。

実はここには上がっていないのですが、大変な課題があると、私立幼稚園に関して思っております。現在船橋市の私立幼稚園は定員充足率が低下し、平均でも50パーセント以下、南部等が25パーセントという、もうすでに限界ラインで存続の危機に直面しております。こちらの資料によればニーズの変化で保育園を志向する方が多いことがまず一つと、保育園の待機児童はだんだん減少してきていること、保育ニーズが高まっている一方で、幼稚園の認定こども園化ということを進めていただいているということが資料の方で分かります。

保護者が保育園を選ぶ傾向が強まっているために、幼稚園の役割や価値が認識されづらくなってきていると考えております。幼稚園は単なる保育施設ではなく、地域の教育環境の一環としての大切な役割をこれまでも果たしてきたと思います。

特に就学前教育の充実というのは、こども達の将来に向けての基盤づくりであり、投資であり、保護者にとっても教育の持っておきたい選択肢の一つとして存続させる価値があると思っております。

念のために申し上げますが、船橋市が私立幼稚園に対する補助等で他市に比べて後れを取っているとか、そういった意味ではございません。他市に比較しても良くやったださっているのですが、課題として認識されていないようなので、気づいた時には幼稚園を選ぶという選択肢がなくなったという話になってしまうと、困るなと思っております。

現在、この認定こども園に移行している率は大体3割ぐらいで、全国的に7割ぐらいがもう新制度に移行していますが、新制度に移行したから赤字がなくなるわけではなく、先生達の処遇改善や各種の補助等、そちらの方が充実してくるということで、そちらの方の推進をこれからも進めていただきたいという一つのお願いです。

幼稚園の存続には、行政のサポートとか地域全体での支援が不可欠であります。たくさん色々な新しくできる事業等の資料をいただきました。補助金増額、新規事業等

計画されていらっしゃるかもしれませんが、幼稚園の価値を保ちながら保育ニーズに応えられるように、行政も幼稚園の支援をしてくださると良いと思います。

「気づいたらなかった」ということが、国の政治を見ているとよくありまして、何か一つを推進すると、片一方が抜け落ちて忘れられてしまうようなことにならないように、課題の共有という意味でお話をさせていただきました。

船橋市では、定員充足率が低下している現状について、これからどのような支援策を検討されていますか。また、補助金の増額や運営支援について具体的な計画はありますか。今後の見通しを伺いたいです。

○横山会長

ありがとうございます。ご回答をお願いいたします。

○こども家庭部長

こども家庭部長です。

幼稚園の運営に関する支援については、現在教育委員会が主体となっている状況ではございますが、一方で未就学の児童に対する保育園以外への選択肢の一つとして、重要な施設であるとこども家庭部においても考えおりますので、しっかりとした運営ができ、保護者が選択肢として必要と考えられる時に船橋市内の幼稚園が存在しているという状況を作り出すことが必要だという課題としては我々も捉えているところでございます。今後どのように行政と私立幼稚園が協力し合って進めていくか、どのような体制で進めていくかについては、今、検討を進めているところでございます。

また、しっかりと運営をしていただくことで、待機児童の解消の役割も担っていただいておりますので、そこは、尾木委員がご心配されているようなことが生じないよう、我々も取り組んでいきたいと考えております。

具体的な回答できず、申し訳ありませんが以上です。

○横山会長

ありがとうございます。いかがですか。

○尾木委員

ありがとうございます。中長期的な視点で質の高い子育てを船橋市民が享受できるような体制を整えられるように考えていただければ本当にありがたいと思います。

また、幼稚園を選ぶ家庭もいらっしゃるなかで、近況的にはPRの強化や補助金の増額など、幼稚園に行っているこどもに対してはあまり税金が使われてないという、そういう不公平感などをお聞きするので、その辺のサポート体制を喫緊の課題として捉えていただけたらありがたいと思いました。

お答えいただきましてありがとうございました。

船橋市が今できてないかではないです。幼稚園は県と国が管轄で、その監督権限も県にある中で、市が何も口出せない部分がたくさんあるとは思いますが、せっかく船橋市は私立幼稚園が旧来通り特色ある教育をしたままたくさん残っている市でもあ

ります。市によっては全部移行した園もありますので、せっかくなら、保護者にとっては色々な園を選べた方が絶対幸せなのかなと思っていますので、こどもにとっても自分が好きな園に行きたいという選択肢を減らさないでいただけたらありがたいです。

以上です。

○横山会長

はい、ありがとうございます。今まで縦割り行政できたので、やはり船橋市のこども達を選ぶこども達の施設ということで、広く見ていただければと思います。

その他、ご質問ご意見等ございますか。はい。お願いいたします。

○竹園委員

はい。竹園です。

資料2の41ページの子育てを支援する地域社会づくりというところです。私、習志野台のPTA会長をやっていると、市民の会に参加しなければいけないので、この57ページに掲載されているハッピーサタデー事業など、地域の町会長、自治会長や、他校のPTAの人たちも含めて色々な事業をやっていますが、やはりかなり高齢化をしております、特に民生委員、保護司の方からもやはり地域社会の存続についての危機感みたいなものを聞きます。確かに、関わっているとそうだなと思います。

この施策9に関しては参考指標がなかったのですが、なにか市としてこういうような指標があるというのがあればありがたいなと思い、質問させていただきました。

○横山会長

はい。ありがとうございます。ご回答をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課でございます。

今、ご指摘がありましたように、このところには指標が載ってございません。

この基本施策のテーマが地域で活動する団体の支援という位置づけになっており、行政が主体的に目標を持って達成しようとするところではなく、参考指標の設定が難しかったところでございます。

ただ、参考指標がないからといって軽んじているわけではないと、ご理解いただければと思います。

以上です。

○横山会長

よろしいでしょうか。はい。

ほかにご質問、ご意見等はございますか。関連したものはこの後にもでてきますので、併せてご覧ください。

(2) 次期計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

○横山会長

続きまして議題の2点目、「次期計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について」です。

こども政策課よりご説明をお願いいたします。

○こども政策課長

はい。こども政策課でございます。

それでは、議題2「次期計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」についてご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

子ども・子育て支援事業計画では、計画期間において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を策定することとされております。

前回会議では教育・保育の量の見込みをご説明いたしましたが、このたび確保方策を策定いたしました。

また、地域子ども・子育て支援事業については、量の見込みと確保方策を策定いたしましたのでいくつか抜粋して、ご説明させていただきます。

1ページから7ページについては、新制度の概要や認定区分、教育・保育の提供区域、教育・保育の量の見込みと確保方策の考え方を記載しております。

こちらのページについては現行計画にも掲載があるもので、大きな変更点はございません。

8ページをご覧ください。

教育・保育の量の見込みと確保方策ですが、現行計画から掲載の順番を変更いたしました。

現行計画では、2号3～5歳、3号1・2歳、3号0歳、1号3～5歳の順番で掲載しておりました。

今回、国の手引きにより1歳と2歳を分けて策定することとされたため、見やすさを重視して年齢順に並び替えました。そのため、3号0歳、3号1歳、3号2歳、2号3～5歳、それから、1号3～5歳の順番に掲載をさせていただきました。

それでは10ページをご覧ください。

現行計画の策定当初は、待機児童数が非常に多かったこともあり、全ての年代において確保を大きく増やしていく計画としておりました。

現在では、待機児童が1・2歳に集中していることから、1・2歳を中心に確保を増やしていく必要があると考えております。

一番上の表、3号1歳の「市全体」の表をご覧くださいますと、このうち、下から2番目の水色の箇所の「B 確保数 合計」のところですが、令和7年度が「2,448人」、令和11年度が「2,661人」となっており、令和7年度から11年度で213人分の受け入れ枠を拡大する計画となっております。

12ページをご覧ください。

一番上の表、3号2歳の「市全体」の表をご覧くださいますと、同じく下から2番目、「B 確保数 合計」のところですが、令和7年度が「2,802人」、令和11年度が「3,042人」となっており、令和7年度から11年度で240人分の受け入れ枠を拡大する計画としております。

1歳と2歳はこのように引き続き受け入れ枠の拡大を目指す計画となっておりますが、現行計画と比較しますとその数は少なくなっています。

また、計画の数値はあくまで現時点の見込みであり、実際にはその時点の待機児童数やエリア等の状況を踏まえて適切に対応してまいります。

続いて、18ページ、19ページをご覧ください。

これ以降は地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を掲載したページになります。

まず、利用者支援事業です。

現行計画では基本型、特定型、母子保健型と掲載しておりますが、「地域子育て相談機関」を基本型以外として新たに掲載しております。

こちらは、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる場所として、概ね中学校区に1箇所を目標に整備をしていくという、改正児童福祉法による新規事業であり、現在検討段階ではありますが、本市では、子育て支援センターや児童ホームなど既存施設の活用を基本に進めていく見込みです。

また、これまで「母子保健型」とされていたものが「こども家庭センター型」になっています。これは、子育て世代包括支援センターが、令和8年度設置のこども家庭センターに含まれることにより名称が変更されるものです。

また、市内の各保健センター等の窓口についても現行計画では母子保健型として実績値を報告していましたが、これについては「妊婦等包括相談支援事業型」に名称が変わる可能性がございます。ただ、現在国の方針等が不明なため、今回の資料では検討中となっています。

続いて、22ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）です。

放課後ルームの待機は船橋市の大きな課題の一つであり、第3期計画期間においても受け入れ枠の拡大が必要と考えております。

22ページの表の中段あたりにある「市全体」のうち、「B 確保方策」を見ますと、令和7年度は「6,091人」、令和11年度は「6,920人」となっており、829人分の受け入れ枠を拡大する計画となっています。

なお、学校ごとに状況が異なりますので、必要な地域に適切な整備を行えるよう検討してまいります。

続いて、25ページをご覧ください。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）です。

こちらについては、事業の実施内容に変更はなく、引き続き実施していくものですが、確保方策の掲載方法を変更しております。

現行計画では確保方策も数値を作成していましたが、本事業は日ごとの利用の申し込みに対して実施している事業であり、年間を通しての確保量を設定することはそぐわ

ないと判断したため、確保方策を文章で表記することとし、「需要の多い休日の利用枠の確保」、「社会情勢に応じた柔軟な利用枠の確保」としました。

続いて、30ページをご覧ください。

一時預かり事業（幼稚園型）です。

幼稚園型Ⅰ等について、第2期計画では、量の見込みを1号と2号で分けておりましたが、本事業は保育の必要性によって区別して実施する性質のものではないため、今回は合算で作成いたしました。

続いて、35ページをご覧ください。

一時預かり事業の、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）です。

こちらについても、ショートステイ事業と同様に、日ごとの利用の申し込みに対して実施する事業であり、年間を通しての確保量を設定することはそぐわないと判断したため、確保方策を文章で表記することとしました。

続いて、36ページ、37ページをご覧ください。

病児保育事業ですが、現行計画では、病児・病後児対応型のみの掲載でしたが、保育所等に在園する児童が保育中に発熱等による体調不良となった場合に対応する体調不良児対応型を新たに追加しました。

なお、この体調不良児対応型は、利用申込に応じて受け入れを行う性質の事業であるため、量の見込みと確保方策の数が同数となっています。

続いて、41ページをご覧ください。

（14）子育て世帯訪問支援事業以降は次期計画から新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業となっております。

子育て世帯訪問支援事業は、支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や、家事及び養育に係る援助等を行う事業です。

支援の必要があると判断した家庭に対し、もれなく支援をするという性質の事業であるため、確保方策が文章での表記となっています。

続いて、42ページをご覧ください。

「（15）児童育成支援拠点事業」です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対してのサポートや、関係機関へのつなぎを行うなど、支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。

こちらについては現在検討段階であるため、具体的な目標値の設定はございませんが、先進事例などを参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて「（16）親子関係形成支援事業」をご覧ください。

こちらは、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童とその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言などを行う事業です。

量の見込みに対応するための実施体制を確保する性質のものであるため、量の見込みと確保方策が同数となっています。

続いて、43ページをご覧ください。

これ以降の事業については、国より示す予定とされていた時期を過ぎておりますが、現時点においても、国より量の見込みの算出方法の手引きが示されておられません。つきましては、現時点で数値の作成ができておりませんので、今回は概要のみ掲載しております。

まず「(17) 産後ケア事業」です。

産後、家族等からの支援を受けられない・育児に対して不安があるなど、育児支援を必要とする方に対し、産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）を行うものです。

その下をご覧ください。

資料では「(18) 妊婦等包括支援事業」となっておりますが、相談という表記が抜けておりました。正しくは「妊婦等包括相談支援事業」となります。「包括」と「支援」の間に「相談」が入ります。この場をお借りして、お詫びと訂正をさせていただきます。記載が漏れまして申し訳ございませんでした。

妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や伴走型相談支援を行い、妊婦のための支援給付を行う経済的支援と伴走型支援を組み合わせることにより、効果的な妊娠期からの切れ目ない支援を行う事業となります。

続いて、44ページをご覧ください。

「(19) こども誰でも通園制度」です。

普段保育園等に通園をしていない3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労等の要件を問わずに保育園等への通園を可能とするもので、年齢の近い他児とのかかわりを通じて、こどもの成長発達の促進を図るとともに、保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減を図ることを目的としています。

現在実施に向けた準備をしており、実施方法など、検討してまいります。

只今、ご説明を割愛させていただきました、その他の事業につきましては、第2期計画から大きな変更はなく、継続して実施してまいります。

なお、今回の会議では検討中としていた部分についても反映したうえで、1章からの素案全体をお示しさせていただく予定でございます。

議題2の説明は以上でございます。

○横山会長

はい。ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。

はい。どうぞ。

○田中委員

田中でございます。

まず二つ伺いたいのですが、8ページから続く、量の見込みと確保方策の部分で市全体の数を見るときに、利用率というのがあります。0歳児は0.5%ぐらい、その他の年齢は大体1.5~2%くらいずつ上がっているのですが、幼稚園の1号の方は逆に少なく設定をされています。

この利用率の数字はどこから出てきたものなのか、というのを一つ伺いたいです。

もう一つはこの量の見込みの中にまだ検討中だとは思いますが、こども誰でも通園制度に参加するであろうこどもの数というのは含まれているのでしょうか。

こども誰でも通園制度が始まり、もしそれなりの数の方が希望されるとなると、保育園、おそらく幼稚園もそれに対応する職員が必要になってくるであろうと見込まれますので、その辺の見込みはどうかということと、こちらが量の見込みの方に含まれているのかどうかの二つ、お伺いいたします。

○横山会長

はい。ご回答をお願いいたします。

○こども政策課長

はい。こども政策課でございます。

利用率のところですが、前回の会議の中で1回ご説明をさせていただいた内容の繰り返しになってしまいますが、量の見込みを算出する方法として国から示されているものにつきましては、昨年度実施して報告させていただきましたアンケート調査の中の施設の利用希望を家庭類型ごと、例えば共働きの世帯や、これから働きたいと考えている世帯などの割合と、施設や事業の利用見込みの割合を掛け合わせて算出していくことが基本となっております。

まずその考え方に基づいて算出した結果、現行計画期間中の実際の利用率の推移と見比べた時に、0歳と1歳は直近のトレンド同様、上昇傾向が見られたので、そのまま採用できるということで落とし込んだものとなっております。

一方で、アンケート結果に基づいた算出した結果、2歳、それから3から5歳につきましては、今の実績より逆に落ちてしまう年齢や、その伸びが直近の伸び率に比べて急に鈍化をしてしまうところがあり、数字としてこの利用率を使うのは適当でないと考えました。

第1期計画の期間中もずっと利用率は伸びております。現行計画期間中においても伸びております。その傾向は変わらないので、次期計画期間中も伸びるだろうという前提ではありますけれども、その伸び率の状況が第1期計画の時の伸びに比べて現行計画期間中の伸びは少し緩やかになっておりましたので、その辺の減少率も加味して第3期の利用率を落とし込んだものが今回のこの利用率になっております。特に意図的にこの年齢は何パーセントにしようというのではなく、そのトレンドを見て落とし込んだ結果このようになっております。

続いて、量の見込みの中にこども誰でも通園制度の想定が入っているかということでございますが、教育・保育の量の見込みにつきましては保育の利用希望の見込みをベースとしておりますので、この中にこども誰でも通園制度の利用者を想定した数というのは入ってございません。

以上でございます。

○横山会長

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○田中委員

ありがとうございました。

○横山会長

では、他にご質問、ご意見等はございますか。どうぞ。

○松崎委員

松崎です。田中委員と同じ箇所ですが、資料の8ページのところでご質問をさせていただきます。

3号認定についてはずっと確保数を増やしていくというのは、0・1・2歳児があるので仕方ないのかなと思っています。実際には0歳児のところはすでにもう確保ができている状況をさらに11年度に向けて増やしていくことについては、これは仕方のないことだと思います。同じ3号認定の括りだとすれば、1歳児、2歳児が足りないのでもそこを確保していくのだろうと思います。

ただ、2号認定については、すでに量の見込みが令和7年度「7,397人」で確保数はもうすでに「8,119人」で超えていて確保ができています。毎年2号認定を確保していきつつ、令和11年度の量の見込みはすでにもう令和7年度で上回っているのに、なぜ確保していかなければいけないのかをご説明をしていただきたいです。

○横山会長

よろしく願いいたします。

○保育運営課長

はい。保育運営課です。

今のご質問ですが、確かにこの14ページですね、2号認定こどもの量の見込みが令和11年度で見ても確保数の方が上回っている状況でございます。

市全体というところで、少し大幅に数の方はなっていますが、ただこれをエリアを細かく見ていきますと、特に先ほどあったように0・1・2歳については、保育需要が高く、ある程度定員が不足しがちなところを整備していかなきゃいけない。そういったところは、逆に言えば小規模保育事業所を整備して、その後3歳以上の受け入れになった時に、受け入れ先の方でもういっぱいになってないかというところもあろうかと思えます。

その連携先が不足しがちなエリアもあるものですから、そこで2号も含めて、保育所という形で、エリアによっては必要により整備をしていかなければいけないと考えてるところでございます。

○横山会長

ありがとうございます。いかがですか。どうぞ。

○松崎委員

エリアによって整備をしなければいけないというのは十分理解しています。ただ、それが11年度に向けて300人も増やす必要があるのかというのは非常に疑問です。

○保育運営課長

はい。保育運営課長です。

例えば、保育所を一つ整備するのに定員としては各歳で60定員のものが必要だろうなど、そういったことを積み上げた計画値でございますので、この計画は先ほどこども政策課の方からご説明したとおり、実際に、我々が整備する際にはやはり毎年待機の状況をエリアごとに細かく見ていき、そこで本当に必要なものを整備していく考えでございます。

これはあくまでもそういった計画値で算出されたものと、ご理解をいただきたいと考えております。

○横山会長

ありがとうございます。

ほかにご質問はございますか。オンラインの委員の皆様はいかがでしょう。

はい。児玉委員どうぞ。

○児玉委員

はい。市川児童相談所船橋支所の児玉です。よろしく申し上げます。

25ページの子育て短期支援事業ショートステイのところで質問をさせていただきたいと思います。

こちらの計画にあたってはこれまでの利用実績が算定の基となっているようですが、現状の制度を見てみると利用登録のための事前面接が必要であり、それから利用にあたっては10日前までに予約をしなければいけないということがあるので、要支援家庭にはかなりハードルが高いかなと感じていて、実際は利用したいけどニーズがある家庭も利用できてない実態があるのではないかと考えています。

また、緊急時には対応できないことがあり、児童相談所の一時保護以外の選択肢がなくなってしまうという事例も見受けられます。

その辺りの潜在的ニーズも加味した量的見込みと、計画への反映が必要なのではないか思うのですが、家庭や、あるいはその家庭を支える支援機関からショートの利用の相談があったが、現行の制約から利用に至らなかった件数というのは調査などで把握をされているのでしょうか。

○横山会長

ご回答をお願いいたします。

○地域子育て支援課長

はい。地域子育て支援課長です。

実際に市内で今この事業を受けてくださっている事業者が1事業者でして、そちらの事業者との話し合いの中で、委員の方がおっしゃられた部分というのはとり決めて運用しております。

実際に私どもの方で把握している部分としては、土曜日や日曜日それから祝日のニーズは高いのだけでも、一方平日についてはそれほどでもなく、実際に利用ができなかった声の数は、正確には把握していません。

○児玉委員

ありがとうございます。ぜひその辺も今後把握していただければと思います。

併せて、児童福祉法の改正で令和6年度から子育て短期支援事業の内容が拡充され、こども自身からの利用申し込みができるようになったり、親子でも利用ができるようになることが国からは示されていたりですとか、あと、受ける事業所がやはり人員確保がしにくいということで、それが受けやすいように専用の人員配置の支援をするということで予算配置がされているかと思います。

この辺りの部分を見込んだ量的見込みとか予算の確保というのは、船橋市さんの方では考えられていますでしょうか。

○地域子育て支援課長

地域子育て支援課長です。

おっしゃられている部分で、親子でご利用したいですとか、そのようなご要望などについては今叶えることができていない状況ではありますが、現在の事業者とは定期的に話し合いを持っておりますので、その中で実際にニーズの部分についての話し合いや、あとは他市の事例を見ますと、市外の事業者を利用しているケースもありますので、他市の事例なども研究していきたいと思っております。

以上です。

○児玉委員

ありがとうございます。

やはり事業者が一つだけというのが、かなり課題があると思っているので、その辺はぜひ検討していただきたいということと、里親とかファミリーホームもショートステイの受け皿として活用できるとなっていますけれども、船橋市さんにおいては今後そういう考えはありますでしょうか。

○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課長です。

里親ショートにつきましては、今千葉県の方で里親さんに対するアンケート調査などを行った情報などを得ております。まだ具体的にいつからというのは申し上げられませんが、我々の方で里親ショートの事業化に向けて今検討を進めているところでございます。

必要性についても十分認識しているところです。

以上です。

○児玉委員

ありがとうございます。

要対協の代表者会議でも申し上げたのですが、やはり児童相談所から見て児童虐待予防で特に重要なのはショートスの拡充とか充実だと思っています。先ほど申し上げたようにショートステイが利用できないことによって、児相の一時保護しか選択肢がなくなるという事例も一定程度あるかと思っています。

関連する課題として令和7年度から一時保護開始時に司法審査が始まり、一時保護の適用に関する審査がより厳格になっていくので、この辺りも影響があるかと思っています。

やはりショートステイが必要な家庭はショートで利用できるようにしていくということが家庭や子どもにとってもそうですし、新しく設置される市の児童相談所が円滑に業務を運営していく上でもとても大切だと思いますので、ぜひご検討をよろしくお願ひします。

以上です。

○横山会長

貴重なご意見ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございますか。

はい。どうぞ。

○竹園委員

竹園です。

22ページの放課後ルームの市全体の量の見込みと確保方策ですが、今回、初めて出す数字なのかどうかということと、確保方策が令和7年度「6,091人」から11年度にかけて829人増えるということで、相当な力の入れようと思うのですが、具体的な増やし方については、放課後ルームの整備によりとなると、ルームを増やすだとか、民間の事業者の活用になると思いますが、この辺についてどのような塩梅でこのような数字を出したのかということをお聞かせ願ひたいと思います。

○地域子育て支援課長

地域子育て支援課長です。

こちらの方の数字ですが、先ほどもお答えした部分ではありますが、放課後の空き教室を使用したタイムシェアや、それから全体として児童の数は減っていく傾向がございますので、普通教室に今後空きが出てくるということも期待しているところになります。

そういった場所の整備や、あるいは様々な手法を取り入れていく中で、この人数を確保していきたいというような数字になります。

以上です。

○横山会長

ありがとうございます。

放課後ルームの支援員の方達は、やはりお給料も低く、身分も不安定なので長く続かないですし、やはりその質というものもこれから気にしていかなければいけないなど感じていますので、またよろしく願いいたします。

他にご質問等ございますか。

それでは本日出たご意見等も踏まえて、計画全体の素案の策定を進めていただければと思います。

もう少し時間があるので、この機会にまだご発言のない委員の方々で感想等があればどうぞ。

○古川委員

市民委員の古川でございます。

参考資料「事業一覧表」の基本施策3「特別な配慮を要するこどもへの支援の充実」の中で児童発達支援センターに対する補助という項目があるのですが、これの具体的な補助について教えていただけますか。

○療育支援課長

療育支援課長です。

こちらは、児童発達支援センターであります「さざんかキッズ」「とらのこキッズ」という事業所があります。

こちらの事業所に対する、主に人件費の補助ということで、人件費の補助をすることによって、運営をしていただいているというものになります。

以上でございます。

○古川委員

ありがとうございました。

○横山会長

はい。ありがとうございます。

他になにかございますか。はい。どうぞ。

○生田委員

生田でございます。

資料2の15ページです。私の認識不足かもしれないのですが、一つは放課後デイサービスに関わって、未就学の方々を受け入れるところが66事業所になっているなど、支援をする事業所がたくさん増えているという状況ですが、今行政として、協議会や連絡協議会という団体のお話を聞きましたけれども、質の向上を目指してということですが、保育園において、そういう施設からお迎えに来られて、そしてまた戻って来られるとかそちらに通うというような状況のお子さんがとても増えてきたなということですが、現実にはそちらに通うことになりましたという形のなかで、私たちとしては、こんな

に増えているとかいうことについての、市全体なのでそういう状況なのだろうとは思いますが、全体的な把握、あるいは得意とする分野だとか、そのお子さんを見る内容、あるいはその施設の中の資格者の在り様だとか、どのような形で運営をしているのかという小冊子あるいは全体的なその案内ができるようなものとか、それぞれ事業所にホームページに入って見つけていくぐらいしかありません。あるいは全体的に配布ができる何かは今現在あるのでしょうか。

できれば示していただけると、事業所として相談を受けた時に、相談センターに行かれ、それからということになると思いますが、なにか一助になるのではないかと考えております。

○横山会長

何かございますか。

○療育支援課長

はい、療育支援課長です。

保育園、幼稚園に通っているお子さんで、障害児通所支援事業所にも行かれていますというお子さんは増えている状況だとは思いますが。

園の方でもその保護者の方から、例えば「どういった通所事業所がありますか」といったご相談があった時にお示しをしていただけるものとしましては、療育支援課のホームページに障害児の通所事業所の一覧表がございまして、そちらにその事業所が得意としている支援内容について丸をつけた形で掲載させて頂いております。それをご覧いただくか、プリントしていただいて、保護者の方からご相談があったときには近くにはこういう事業所がありますといったご案内は、園の方でお手数ですけれどももしていただく保護者の方も安心すると思っておりますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○生田委員

ありがとうございました。

事業規模だとか受け入れ人数、あるいはそういう資格者の存在もお示しされているのでしょうか。

○療育支援課長

はい。事業規模ですが、基本的に定員が10名でやっている事業所がほとんどですので、1日に利用できるお子さんは10名ということに各事業所がなります。

1日10名の利用の中で、いつ自分が使えるのかといった部分は、その事業所別にご相談いただく必要があると思っております。

その事業所に在籍している職員の職種に関しては、その一覧で職種までは出ていなかったとは思いますが、基本的には保育士や児童指導員、リハビリ系の療育をやっているところだと、理学療法士や作業療法士といった職員の方はいらっしゃると思っております。

そのあたりも、事業一覧表の中で、例えば運動療育を得意としている事業所であれば、

保育士以外の専門職が配置されているのではないかというのは、その一覧から分かるようにはなっております。

○生田委員

ありがとうございます。

○横山会長

ありがとうございます。

他に何かご質問等はございますか。言いたいことや、市役所の方への応援メッセージとかございませんか。

オンライン参加の中原委員、今日の資料について、何かアドバイスがありましたらお願いいたします。

○中原委員

はい。ありがとうございます。

今日、ご説明も丁寧に色々していただきましたが、本当にこどもの政策がこれだけ広く拡大をしてきますと、私たちも色々な視点から検討していかなければいけないなというのを改めて思いましたし、こども政策の重みというのがやはり船橋市の中で、しっかりと認識をされて進めて行かれるということを力強く受け止めました。

そうは言いながら、色々現実的な課題はございますので、しっかり分析をし、そして検討し、最善の方法を探るということが私たちの役割だということを改めて認識いたしました。

以上です。ありがとうございます。

○横山会長

最後にありがとうございます。

3. 閉会

○横山会長

本日の議事は以上となります。ありがとうございました。

事務局から連絡事項等があればよろしくお願いいたします。

○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議ありがとうございました。

次回の子ども・子育て会議につきましては、11月15日金曜日の14時半からを予定しております。

今回は次期計画全体の素案についてご意見をいただく予定でございます。

開催通知及び出欠席については後日、事務局よりご連絡いたします。

事務局からは以上となります。

○横山会長

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。
ありがとうございました。